

公共サービス改革小委員会施設・研修等分科会における審議の結果報告 刑事施設関連業務に係る措置に関する計画等について

法務省の刑事施設関連業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、「平成 21 年度に実施する入札等の対象範囲・実施予定時期、契約期間、入札等の対象刑事施設の数・所在地、平成 22 年度以降の拡大措置等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、平成 21 年 8 月末までに策定する」こととされている。

これに基づき、刑事施設関連業務に係る措置に関する計画等について、公共サービス改革小委員会施設・研修等分科会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 措置に関する計画（案）について

法務省が策定した案は資料 2 - 2 及び 2 - 3 のとおり。

2. 措置に関する計画（案）の論点及び検討結果について

平成 21 年度に実施する入札について、以下のとおり審議を行った。

（1）業務の概要及び入札等の対象範囲

【論点】

- 業務を実施するに当たり受刑者との接触が考えられるが、民間職員の安全の確保について、どのような方策が考えられるか。

【検討結果】

- 受刑者との接触が考えられる業務については、
 - ① 民間職員の安全の確保の観点から、対象業務から外す業務、
 - ② 従来は受刑者との接触があるものの、実施方法等の工夫により接触をなくすことが可能な業務、
 - ③ 受刑者との接触があるものの、刑務官の配置がある業務、
 - ④ 受刑者との接触があり、かつ刑務官の配置がない場合もある業務に整理され、④については、監視カメラの設置、巡回警備の実施、非常時の通報手段の確保等の方策を検討する。

(2) 入札等の実施予定時期

【論点】

- 落札後の準備期間は十分か。

【検討結果】

- 当初、準備期間は、先例であるPFI事業と同様の6か月としていたが、設備・機器の整備に係る工事期間等を考慮し、9か月とする。

(3) 入札単位

【論点】

- ①総務業務及び警備業務、②作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務の組み合わせとする理由は何か。

【検討結果】

- 総務業務と警備業務は、相互に関連している業務が多く、組み合わせることで兼務が可能となり、より効率的な業務遂行が可能となると考えられる。
- 作業業務、職業訓練、教育業務及び分類業務は、受刑者の処遇において密接な関係にあり、組み合わせることで、受刑者の問題性に応じたきめ細かな矯正処遇が実現できると考えられる。

(4) 契約期間

【論点】

- 民間事業者のヒアリングにおいては、設備・機器の耐用年数、職員の確保・育成、事業リスク等の観点から意見が出されたが、これらの意見を踏まえ、どのように設定するか。

【検討結果】

- 設備・機器の耐用年数を踏まえ、また、あまり長期になると作業や職業訓練の内容が硬直化するおそれがあること等を考慮し、7年とする。

(5) その他

【論点】

- 過剰収容状態の施設において事業を実施することとなるが、民間事業者が円滑に業務を実施し、さらに創意工夫を発揮できるような環境を整えられるか。
- 女子施設における職員の性別制限は民間事業者の参入障壁となる

可能性があるが、どのような対応策が考えられるか。

- 地理的に実施状況の検証のしやすい東京矯正管内の施設のうち、犯罪傾向の進んでいない受刑者を収容する施設を選定したところ、黒羽刑務所が対象となったことについて、現在PFI事業で参入している事業者には有利ではないかとの声があったが、どのように考えるか。

【検討結果】

- 可能な限り施設内を整備し、民間事業者の創意工夫を発揮できる環境を整える。
- 今後、従事する職員の性別を制限する必要がある業務を明確にするとともに、人材確保の困難さや人材育成に要する期間等を考慮の上、必要な措置を検討する。
- 黒羽刑務所でPFI事業の対象となっている総務業務及び警備業務は、今回の事業の対象である作業業務、職業訓練、教育業務及び分類業務と関連性がなく、PFI事業者には有利になるとは考えられないが、PFI事業者が知り得る情報はすべて開示することにより、入札の公正性、公平性等を担保する。

3. 民間競争入札の実施に向けて考慮すべきと考えられる事項について

施設・研修等分科会において審議した結果や民間事業者へのヒアリング結果を踏まえ、別紙のとおり、民間競争入札の実施及び今後の拡大に向けて考慮すべきと考えられる事項を取りまとめた。

刑事施設関連業務

計画（案）の審議及び民間事業者へのヒアリング結果を踏まえ
民間競争入札の実施及び今後の拡大に向けて考慮すべきと考えられる事項

1. 関係者への周知等

（１）周知広報

- 多様な民間事業者の参入を促進するためには、本事業について早い段階から周知広報を行うことが重要であることから、入札公告前からの情報の開示、説明会や刑事施設の見学会の開催等について検討する必要があるのではないかと。

（２）地方公共団体等との連携

- 刑事施設における業務の運営に関しては、地方公共団体等との連携や地域住民の理解が重要であることから、民間競争入札の実施について、対象施設が所在する地域の実情等に応じ、地方公共団体への説明等を行う必要があるのではないかと。

2. 実施要項の策定

（１）公共サービスの内容及び確保されるべき公共サービスの質

① 公共サービスの詳細な内容

- 受刑者との接触に係る民間事業者の不安を払拭するため、接触が考えられる業務を明らかにするとともに、当該業務を実施するに当たり、刑務官の配置があるかどうか、刑務官の配置がない場合には、民間職員の安全確保の観点からどのような方策が考えられるかなどについて、十分な情報の開示を行うべき。
- 職員の性別を制限すべき業務については、当該制限が民間事業者の人材確保に大きく関することから、当該業務及び従来のポスト数について十分な情報の開示を行うべき。
また、当該制限を設定するに当たっては、民間事業者の参入障壁となら

ないよう、人材確保の困難さや人材育成に要する期間等を考慮した上で必要な措置を講ずるべき。

- 民間事業者が創意工夫を発揮するためには、設備・機器の整備を事業対象とすることが有効であることから、分科会への提出資料において「事業による更新予定」とされた設備・機器の整備は、特段の事情のない限り事業対象とすべき。

② 委託費の支払い

- 民間事業者の努力によるサービスの質の向上が強く期待される業務については、委託費の増額措置（インセンティブ）を設けることが有効であることから、当該措置の設定について積極的に検討する必要があるのではないか。
- P F I 事業では固定払いであったが、民間事業者においてコントロールできない費用など、部分的に実績払いとすべき費用がないか、P F I 事業の実施状況等を踏まえて検討する必要があるのではないかと。

（２）入札手続（スケジュール）

- 入札公告から企画書の提出・入札までは、民間事業者が業務・リスク分析、他社との調整等を行えるよう、施設整備を伴わないP F I 事業と同等程度である3か月、又はそれ以上の期間を確保する必要があるのではないかと。
- また、入札公告前からの積極的な周知広報を行う必要があるのではないかと。

（３）落札者決定の評価基準

- 刑事施設が国家刑罰権の行使に関わる施設であること、刑事施設における受刑者の再犯防止の取組が国の治安に大きく関わることなどにかんがみ、多様な民間事業者の参入を促進する一方で、サービスの質の維持・向上がしっかりと確保されるよう、評価項目、評価基準、得点配分、総合評価点を求める算式等について、慎重に検討する必要があるのではないかと。
- 特に、価格競争に重点が置かれてサービスの質が低下することのないよう、提案内容の評価を十分に行った上で落札者を決定する仕組みとすることが重要ではないかと。

（４）情報の開示

- 刑事施設は、一般人には知り得ない事柄が多い特殊な施設であることにか

んがみ、情報量の差により P F I 事業受託事業者等に有利になることがないよう、以下の内容を含め、十分な情報の開示を行うべき。

- ・ 施設の図面
 - ・ 収容状況（受刑者の人数、年齢、罪状、刑期、障害の有無等）
 - ・ 業務内容、業務の実施方法、業務量（変動の有無を含む）、配置人数、シフト
 - ・ 事故事例、事故発生時の対応方法
 - ・ 意思決定のプロセス
 - ・ リスク分担、事業契約案、対価の支払方法
 - ・ 先行事業である P F I 事業の運営状況
- 等

○ 対象施設の現地説明会を実施すべき。

○ 刑事施設の情報の中には、保秘について配慮を要する情報もあることから、開示する情報の内容によって、情報提供の対象（例えば、入札参加資格が認められた者のみに限定するなど）、時期、方法（実施要項への記載、説明会での説明、関連資料の貸与等）、提供する際の措置（誓約書の提出を求めるなど）等について検討する必要があるのではないか。

（５）民間事業者の使用させる国有財産

○ （１）①及び（４）を踏まえ、民間事業者の使用させる国の施設、設備・機器、その他物品について、明確に提示すべき。

○ 今後国が行う施設の改修について、明確に提示すべき。

（６）民間事業者が講ずべき措置

○ 既存施設の業務の委託であること（すなわち、P F I 事業とは異なり、業務開始当初から、１００％以上の収容率である可能性が高いこと）などを踏まえ、最低限必要となる研修、引継ぎ等について十分に検討し、明記する必要があるのではないか。

３．対象施設における民間事業者との連携・協力

○ 官民協働による施設運営を行う本事業の円滑な実施を確保するためには、対象施設の国の職員の本事業に対する理解と、国と民間事業者との間の意思疎通や協力が重要となる。

早い段階から、対象施設の国の職員（幹部職員のみならず一般職員も含む）に対する十分な説明を行うなど、国の職員の理解を高める方策について、本省において検討する必要があるのではないか。

また、落札後の国と民間事業者の連携・協力体制と、当該体制を有効に機能させるための方策について、本省において検討する必要があるのではないか。

4. 今後の拡大措置

- 全国の刑事施設における官民競争入札又は民間競争入札の実施について検討するに当たっては、平成21年度に入札を実施する事業及び先行事業であるPFI事業の実施状況を検証することはもちろんのこと、民間事業者の意見等も踏まえ、民間事業者による創意工夫が最大限発揮されるよう、対象施設等を検討する必要があるのではないか。

その際には、全国の刑事施設の職員が事業の意義等を理解していることが重要ではないか。